

三原市地域公共交通計画策定支援業務
プロポーザル選定委員会設置要領（案）

1 設 置

三原市地域公共交通計画策定支援業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うため、三原市地域公共交通計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公募型プロポーザルの実施にあたり、三原市地域公共交通計画策定支援業務の仕様書、募集の方法及び審査の基準を定める。
- (2) 公募型プロポーザル方式により、優先契約交渉業者の選定を行う。
- (3) 三原市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）会長に対して、選定した業者、選定経過及び選定理由を明記の上、報告する。

3 組 織

- (1) 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、協議会会長をもって充て、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、協議会副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 委員は4名以内とし、協議会委員から委員長が選出する。

4 会 議

- (1) 選定委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、会議の議長となる。
- (2) 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- (3) 会議における審議事項は、出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

5 事務局

業者選定に関する事務を処理するため、事務局を協議会事務局に置く。

6 設置期間

協議会で承認された日から業者が決定するまでの期間とする。

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

三原市地域公共交通計画策定スケジュール（予定）

区分	令和6年度（2024）年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
審査要領策定	←→											
業務仕様書	←→											
審査基準	←→											
プロポーザル実施		←→										
交通事業現況調査				←→								
アンケート実施				←→								
関係者ヒアリング					←→							
計画（案）作成							←→					→
パブリックコメント									←→			
三原市地域公共交通 活性化協議会開催		↔		↔			↔	↔				↔
選定委員会開催		↔	↔									

参
考
資
料